

介護テクノロジー定着支援事業補助金に関する Q&A

	質問	回答
1	介護保険法(平成9年法律第123号)又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく許認可等はいつの時点で受けている必要があるか。	申請時点で許認可等を受けている和歌山県内所在の事業所が対象となります。
2	交付申請は1法人につき1事業所までしか申請できないなどの制約はあるか。	ありません。
3	1法人で複数のサービスや事業所を展開している場合の事業所の数の考え方はどうなるのか。	許可又は指定を受けた事業所番号毎に1事業所とします。
4	複数のサービス種別で許可又は指定を受けている事業所の場合、サービス種別の取扱いはどうなるのか。	複数のサービス種別での一括申請となります。そのため、申請書のサービス種別の記載欄にも全て記載するようにしてください。 なお、指定には見なし指定も含まれます。
5	補助台数に上限はあるか。	事業形態や定員数等を考慮し、適当と認められる台数までとなります。
6	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよいか。	「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等」には該当しないため、補助対象としては認められません。
7	「特定施設」の指定を受けていない、「有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」と同一建物にある「訪問系サービス」で、機器を購入し、前述の施設において使用することは可能か。	補助機器については、補助対象となる事業者が使用・保管・管理する必要があります。 このような利用場面を想定している場合には、補助対象とはなりません。
8	申請総額が予算を超過した場合の優先順位付けはどのようなものか。	以下の順位付けで選定します。 ①新規事業所の重点機器 ②直近の補助実績が古い事業所の重点機器 ③新規事業所の重点機器以外の機器 ④直近の補助実績が古い事業所の重点機器以外の機器 ⑤新規事業所の業務改善支援 ⑥直近の補助実績が古い事業所の業務改善支援 なお、同順位の事業所が複数ある場合は、以下の手順で選定します。 ①・③・⑤の場合: 抽選 ②・④・⑥の場合: 過去の補助累計額が低い順 ※重点機器とその他機器を併せて申請した場合、重点機器のみ選定される場合もあります。
9	重点機器とそれ以外の機器をパッケージ型導入支援で導入した場合、それ以外の機器の優先順位はどうなるのか。	重点機器と同順位として扱います。
10	見積書、請求書又は納品書の記載方法で注意する点はあるか。	見積書、請求書又は納品書については、導入する機器の内容が明確に判別可能となるようご留意願います。 内容が不十分なものの例は以下のとおりです。 <例> ・〇〇一式や諸費用等の詳細がわからないもの ・「〇〇は本体に含む」等の記載があるもの ・工事費や送料等、要するにも関わらず記載のないもの ・機器本体価格に付帯費用の価格を含めているもの ・機器の型番の記載がないもの ・複数のソフトで構成されたシステムで、構成要素となるソフトの詳細が不明なもの
11	実績報告書に添付する「導入した介護テクノロジーの写真等」で注意する点はあるか。	<共通> ・撮影した機器等について、名称・台数等を明記すること。 ・複数台導入した場合は、導入した全ての介護テクノロジーが確認できること。 (以下の①・②のどちらかの方法により撮影すること。) ①1枚の写真に導入した全ての機器が確認できるように撮影する。 ②機器毎にシリアルナンバーや製品番号等が確認できるように撮影する。 ・付帯費用等についても、本体の介護テクノロジーと同様に撮影すること。 ・現物を撮影すること。(梱包箱のみは認めない) <介護ソフト等のシステムを導入する場合> ・システムの動作画面を撮影すること。 ・使用権(ライセンス)購入型のシステムは、使用期限が確認できるものを提出すること。 ・複数ソフトで構成されたシステムは、導入した各ソフトが確認できるものを提出すること。 ・複数の事業所で同一のシステムを導入する場合は、撮影した事業所名を明記すること。 <通信環境整備を行った場合> ・アクセスポイント、ルーター、中継器、ハブ等の機器を撮影すること。 ・設置場所が確認できる図面を提出すること。 ・複数の機器が導入される場合は、図面上に番号を付する等して、撮影した機器の設置場所が確認出来るようにすること。

	質問	回答
12	リース又はレンタルの場合で、年度途中に導入をした場合の申請額はどうなるのか。 また、来年度以降支払うリース料は対象となるのか。	申請額は月割をして、導入日から年度内(導入した年度の3月31日)までの経費で、かつ1月31日までに納品・支払いが完了したものが補助対象となります。来年度以降に支払われるリース又はレンタル料は補助対象とはなりません。
13	契約、導入を行う時期に指定はあるか。また、製造業者の都合で今年度内に導入できないかもしれないが、そのような場合でも補助対象になるのか。	製造業者の都合が否かに関わらず、県からの交付決定通知を受け取った後に契約を締結し、原則1月31日までに納品・支払いまで完了させてください。
14	毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分の経費」が対象となるのか、それとも「3月末までの経費」が対象となるのか。	3月31日までの経費で、かつ原則1月31日までに納品・支払いが完了する分のみとします。
15	介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、「全額」が補助対象となるのか、それとも按分して「3月末までの経費」が対象となるのか。	使用権(ライセンス)購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型の介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、全額補助対象となります。
16	TAISに移動用リフトと一体的に使用するための吊り具がリフトとは別の機器として、介護テクノロジーの登録を受けているが、その場合は付帯費用ではなく、別の機器として申請してもよいのか。	介護リフト用の吊り具に限らず、TAISにおいて、介護テクノロジーとして選定されているものでも、単体で選定基準を満たさない機器は付帯費用と同様に取扱い、本体となる機器と一体的に導入される場合にも補助対象となります。
17	国実施要綱4(1)ウ①に記載されているTAISにおいて介護テクノロジーとして選定された機器と同水準の機器の判断基準はあるか。	「TAIS」に掲載される介護テクノロジーの判断基準を基に判断します。
18	国実施要綱4(1)イに示す介護ソフトの定着促進支援の対象経費には、どのようなものが含まれるか。	以下のような費用が含まれます。 対象経費の例： ・通信環境整備に要する経費(Wi-Fiルーター等) ・情報端末(タブレット、パソコン等) ・運搬費 ・初期設定、サポート費用 ・オプションソフト 等
19	国実施要綱4の留意事項に示す付帯費用には、どのようなものが含まれるか。	以下のような費用が含まれます。 付帯費用の例： ・通信環境整備に要する経費(Wi-Fiルーター等) ・情報端末(タブレット、パソコン等) ・運搬費 ・配送料 ・初期設定、設置費用 ・取付部品 等
20	国実施要綱4(1)ウ②その他機器(バックオフィスソフト等)を導入する場合、付帯経費は補助対象となっていないが、本体経費の範囲はどこまでか。	本体と一体不可分となる経費や、本体導入にあたり必須経費については、本体経費として補助対象となります。 例・運搬費 ・配送料 ・初期設定、設置費用 ・取付部品 等 で、本体導入にあたり必須経費
21	複数の介護テクノロジー等に掛かる経費がある場合、どのように扱えばよいのか。	補助対象経費全額をテクノロジー機器の台数で除した金額を、1台あたりの費用とします。 <例>見守り機器5台(10万円×5台)、サーバー1台(10万円)を導入する場合 1機器のあたりの費用は(10万円×5+10万円)÷5=12万円 (3号様式「所要額調書」のA欄機器数は5、B欄合計額は60万円と記載)
22	既に導入している介護テクノロジーと一体的に使用するために、新たにタブレット端末等のみ導入する場合や通信環境を整備する場合も補助対象となるのか。	補助対象外となります。
23	インカムのみ導入する場合、補助対象となるか。	補助対象です。「介護業務支援」分野のテクノロジーに該当します。
24	介護ソフト等を導入する場合の職員数の算出にあたり、管理者等の直接的な業務に携わらない職員も対象となるか。 また、対象となるのは常勤の職員のみか。	訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、介護ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含まれます。 また、常勤・非常勤の別は問いません。
25	介護ソフト等を導入する場合の「職員数に応じて合計金額が変動する方式」の契約には、どのようなものが想定されますか。	職員数に応じてライセンス料又はライセンス数が変動する介護ソフトを導入する場合や事業所の判断でライセンス数を増やした場合等が想定されます。

	質問	回答
26	介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。	以下に対応するための改修に要する費用については対象経費となります。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE 標準仕様」(*)に対応するための改修 ※令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV 連携の標準仕様」
27	「導入した介護テクノロジーは必ず業務にのみ使用し、適切に管理すること。」と県要綱には書かれているが、具体的にどのようなことに注意すればよいか。	本補助事業の目的以外の使用の防止を徹底するとともに、私物ではなく業務用であることを明確にするための表示(シール貼付等)を行うなど各事業所において適切な対応をお願いします。
28	情報端末(タブレット端末等)の利用方法で留意することはあるか。	介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えありません。
29	タブレット端末や介護ソフトにも色々あるが、導入の際に気を付けることはあるか。	タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能を備えている介護ソフトを推奨します。また、LIFEによる情報収集に対応した介護ソフトの導入をお願いします。 なお、研究開発品ではなく企業が保証する商用の製品を対象としますが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトを、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えありません。一方、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められません。
30	ケアプランデータ連携システムは、介護テクノロジー導入前に利用を開始する必要があるのか。	1月31日までに利用を開始すれば問題ありません。
31	ケアプランデータ連携システムの利用開始は、データ連携まで行う必要があるのか。	1月31日までに、データ連携の実績が必要です。(R8年度～)
32	「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか。	居宅療養管理指導については、ケアマネージャーによる給付管理サービスの対象外であり、サービス利用票を送付することがないため、「ケアプランデータ連携システム」を日常的に利用するケースが想定されません。そのため、居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。
33	LIFEによる情報収集に協力することとあるが、具体的な収集項目としてはどのようなものがあるか。	収集する項目としては、ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために構築するデータベースに必要な情報となります。 具体的には、厚生労働省「科学的介護」 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html を参照してください。
34	補助を受けた事業所を閉鎖する際は、報告する必要があるのか。	事業所の閉鎖、譲渡等を行う場合は、財産処分の手続きが必要な場合がありますので、必ず事前に県へご相談ください。 また、事業所移転等により事業所番号が変更される場合や法人内で物品を譲渡する場合も含まれます。